

会 議 記 録

会議名 建設常任委員会

開催日 令和3年12月9日(木) 開会 午前10時00分

閉会 午前11時12分

出席者 委 員 副委員長 森 戸 雅 孝

茂 呂 健 市 福 富 善 明 大阿久 岩 人

小 堀 良 江

傍 聴 者 小 平 啓 佑 浅 野 貴 之 川 上 均

大 浦 兼 政 古 沢 ちい子 内 海 まさかず

小久保 かおる 針 谷 育 造 氏 家 晃

千 葉 正 弘 白 石 幹 男 広 瀬 義 明

関 口 孫一郎 針 谷 正 夫 福 田 裕 司

事務局職員 事務局長 神 永 和 俊 議事課長 江 面 健太郎

副 主 幹 岩 崎 和 隆 主 査 藤 澤 恭 之

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

都 市 建 設 部 長	宇 梶	貴 丈
上 下 水 道 局 長	河 田	正 雄
道 路 河 川 整 備 課 長	増 山	輝 之
道 路 河 川 維 持 課 長	深 津	悟
都 市 計 画 課 長	高 野	義 宏
市 街 地 整 備 課 長	大 塚	和 美
公 園 緑 地 課 長	芳 野	英 明
上 下 水 道 総 務 課 長	堀 江	克 実
下 水 道 建 設 課 長	大 森	克 美

令和3年第7回栃木市議会定例会
建設常任委員会議事日程

令和3年12月9日 午前10時開議 全員協議会室

- 日程第1 議案第118号 栃木市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第121号 財産の取得について（平川土地区画整理事業用地）
- 日程第3 議案第109号 令和3年度栃木市一般会計補正予算（第6号）（所管関係部分）
- 日程第4 議案第114号 令和3年度栃木市下水道事業会計補正予算（第1号）

◎開会及び開議の宣告

○副委員長（森戸雅孝君） ただいまの出席委員は5名で、定足数に達しております。

ただいまから建設常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎諸報告

○副委員長（森戸雅孝君） 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○副委員長（森戸雅孝君） 本日の議事日程は配付のとおりであります。

◎議案第118号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副委員長（森戸雅孝君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第118号 栃木市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

高野都市計画課長。

○都市計画課長（高野義宏君） 改めまして、おはようございます。本日も1日、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、私からご説明さしあげます。ただいまご上程いただきました議案第118号 栃木市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書は13ページでございます。また、議案説明書は24ページでございます。

まずは、お手元に議案説明書のほうの24ページをお開きいただきたいと思います。まず、提案理由につきましては、こちらに記載のとおりでございます。平成29年4月に本条例を施行いたしまして、今年度で5年目を迎えたところでございます。この間の様々な課題に対応するために所要の改正を行う必要が生じたことから、議会の議決を求めるものでございます。

なお、今回上程させていただいた条例の改正案につきましては、かなりボリュームの多い内容となっておりますので、改正の概要に基づきまして、その骨子となる部分、こちらをご説明させていただきたいと存じますので、どうぞご了承いただきたいと思います。

まず、1点目でございます。1点目の土地所有者等及び事業者の責務のうち、発電事業の終了に

係る規定を第26条へ移すこと、こちらにつきましては、発電事業終了後の適正処分など、こういったことに関しまして、将来の実効性を不安視する市民の声が多くありましたことから、より具体的な措置を明文化するものでございます。

次に、2点目の保全地区に地域森林計画において定められた森林の区域を加えることにつきましては、今回の改正案の最も重要な内容でございまして、昨年許可をいたしました、西方真名子地区の大規模な太陽光発電設備をはじめ、また森林伐採を伴う事業につきましては、特に周辺地域の安全や自然環境、それから景観に与える影響が大きいことから、発電設備の設置事業を行う際、あらかじめ許可が必要となる保全地区、こちらの保全地区に森林を加えるものでございます。

続きまして、3点目の変更許可に係る規定に軽微な変更を加えることにつきましては、今後の事務の効率化や迅速化を図るために新たな規定を設けるものでございます。

次に、4点目の事業の届出に係る規定を加えることにつきましては、保全地区以外、許可の対象以外の保全地区以外であったといたしましても5,000平方メートルを超えるような、それ以上の大規模な設置事業を行う場合に、現在はあくまでも任意で、お願いという形で事業の届出を行っているところでございますけれども、正式に条例に、こちらのような形で規定することによって、明確な行政手続を行えるようにするもの、こういったことでございます。

続きまして、5点目の再生可能エネルギー発電設備等の適正管理等に係る規定を加えることにつきましては、先ほどの1点目と同様でございますけれども、長期間に及ぶ発電事業、20年とか30年とか、そういった長期化に及ぶ発電事業の施設の適正管理について不安視する市民の声が多いことから、より具体的な措置を明文化するものでございます。

次に、6点目の地位の承継に係る規定を加えることにつきましては、本事業の特性といたしまして、事業着手後の地位の承継が多く見受けられる、こういった事情がございますので、適正な情報の把握を行うために新たな規定を設けるものでございます。

次の7点目、土地の所有者等に対する求めを第25条へ移すこと、それから、8点目の引用条項を改め、字句の整理を行うことにつきましては、それぞれ記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

あわせて、25ページの参照条文、こちらの説明につきましても省略させていただきたいと思います。

それでは、冊子は別になりますが、議案書のほうにお戻りいただきまして、議案書13ページをお開きいただきたいと思います。こちらが栃木市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例の制定文でございますけれども、内容につきましてはただいまご説明したものとなりますので、省略させていただき、少し飛びますが、17ページ、2枚ほどめくっていただきまして、17ページの附則を御覧いただきたいと思います。

施行期日といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行すると定め、経過措置といた

しまして、改正条例につきましては、施行日以後に着手する事業について適用し、施行の前日、事前に着手した事業については、なお従前の例によると定めるものでございます。

以上、大変簡単でございますけれども、栃木市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副委員長（森戸雅孝君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありますか。

福富委員。

○委員（福富善明君） 議案に入る前に議員研究会をやらせていただいたと思うのですが、確認なのですが、議員研究会に出た質問と、この中で今後改正ができるようなことがありましたら、お教え願いたいのですが。

○副委員長（森戸雅孝君） 高野都市計画課長。

○都市計画課長（高野義宏君） 先日の議員研究会、10月15日だったと記憶しておりますけれども、そちらの当日、またはその後のご意見などいただいたものにつきましては、こちらのほうでも掌握いたしまして、当日もお答えいたしましたけれども、様々なご意見、ご要望等ございまして、非常に参考になるところでございました。

実際に現場、現地、またはその窓口、様々な機会の中で、この条例を施行し、運用していく中で、いろいろな意見はあったわけですが、やはり一番心配されているのは管理面のところ、それからあとその後、発電事業が終わった後のことについてということで、まさに今回条例改正する中身の大事なところにも関わっているのですが、そういったところのご意見などがあつたように見受けられました。

また、プラスアルファで、周りの住民の方々の意見をどうやって把握していくかみたいなところもありましたので、これは当日10月15日のときにも、皆様にお約束させていただいたと思うのですが、市で持っているオリジナルの条例ですので、今後も、今回の機会にかかわらず、随時適切、必要な見直し改正を行っていきながら、よりよいものにしていきたいというふうに考えています。

○副委員長（森戸雅孝君） 福富委員。

○委員（福富善明君） ありがとうございます。

再生エネルギー、太陽光関係なのですが、やはり造った方が最近では転売する方もいらっしゃるようで見かけられるのですが、転売等についての条例はあるのでしょうか。

○副委員長（森戸雅孝君） 高野都市計画課長。

○都市計画課長（高野義宏君） 先ほど私の説明でも地位の承継ということで、今回条例で明確にしたということがございまして、転売自体、要するに権原ですよね、発電する、または発電設備

を設置する、そして発電する、利益を得る、そういった権利は、実は投資の対象になっているということ、全国的にそういうような流れがあるようでして、特定の方が一人で事業を行うというよりも、ファンド的に資金を調達し、その利益を還元していくような形での、一つの本当に投資目的、いい意味で、それは推進するという意味では、資金をうまく回す、民間の皆様の財力を生かして様々な再生可能エネルギーを設置していく、そして運営していくという意味では、いい面ではあるのですが、確かに委員おっしゃられたとおり、転売といいますか、投機目的、投資目的が多いということからしまして、転売ということが、いい意味での転売が多々あったりするということ。

それらにつきましては、法令の中でも一定の要件の中で、それは認められる場合と認められない場合がありますが、この条例上は、どちらかといいますと、運営が始まった後は、経産省で持っています、買取制度のFIT法と言われているやつなのですけれども、そちらの手続が適切になされるのであれば、我々としては同じような情報をいただくことによって、逆に言うと、安全面とか、それから環境面をきちんとコントロールしていくということですので、委員の質問で、そういった条例になっているのかということについては、逆に言うと、そこを縛るものではないのですけれども、きちんとそここのところの情報を適切に把握していくために今回も改正して、そして何かあった場合には、その当事者である、その当時の、その該当時の当事者に対して何かしらのアプローチをすることができるようにしております。

○副委員長（森戸雅孝君） 福富委員。

○委員（福富善明君） 転売すると、投資だけではなくて、違う用途に使われる場合もありますので、そこら辺のところは、しっかり管理をお願いいたします。

また、違う方面から質問をさせていただきます。この前も研究会の中で質問があったかなと思うのですけれども、栃木市に関しては、やはり水害のところが大分見られますので、その水害を少なくするような、やはり調整池とか、ため池とか、そういった、私としては太陽光というのは発電工場かと思うのです。工場と同じような、やはり縛りをつけないと、そのまま水を垂れ流すというか、問題が出てくると思うので、そこら辺の、やはり水の流れ道、筋道というものを、しっかり確認しないと、今後第2の水害の予備軍になるような気がするのですけれども、そこら辺の対象としてはどのようなお考えをされていますか。

○副委員長（森戸雅孝君） 高野都市計画課長。

○都市計画課長（高野義宏君） ご心配の点もごもっともでございます。確かに今いただいたような意見も、研究会の後に意見としていただいていた、ご心配されていた部分に入ってございました。

5年前につくった、この条例につきましては、大きく2つの大事な要素がありまして、1つは、これまで何のルール化もされていなかった、この事業に関しまして、周辺の住民の方々の一定の説明責任を持たせると。周りの方に対して、きちんとした対応をするということが、この条例でうたわれているのと同時に、もう一つは、技術的なものですね、技術的な部分での一定のハードルを超

えなければ許可することができない、許可しませんよというところで、都市計画法に基づく開発行為、これは宅地開発することを前提にしておりますけれども、住宅とか、工場とか、店舗を造る際に必要な排水施設、または様々な盛土、切土ののり面の勾配であるとか、擁壁であるとか、そういったものを全て、今回のこの条例の適用になる再生可能エネルギーの発電設備に関しましては開発行為と同等、それと同等の技術基準をもって許可するということになっておりますので、どちらかというと、一般的な基準よりも安全が高いレベルでの、安全性を求めるということになっておりますので、そういったご心配にも堪えられるような形になっているというふうに考えています。

○副委員長（森戸雅孝君） 福富委員。

○委員（福富善明君） 先ほども言わせていただいたのですが、私は、太陽光というのは発電工場かと思うので、工業団地並みの施行管理を今後ともお願いしたいのですが、要望とさせていただきます。

○副委員長（森戸雅孝君） ほかにありませんか。

大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 私、説明をちょっと聞き漏らしたので、ちょっと確認をしたいのですが、今回土砂条例も厳しくなって、この太陽光の場合、今、住民の納得というか、住民への説明とかという言葉があったのですが、これは面積によって、どのくらいの住民に説明があって、そして住民の同意を得られないと許可を出さないという面積とか、そういうものはあるのですか、お聞きします。

○副委員長（森戸雅孝君） 高野都市計画課長。

○都市計画課長（高野義宏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まずは、関係住民、それと関係自治会ということ条上は定義しておりまして、関係住民と関係自治会の具体的な定義といたしましては、事業区域から50メートル以内にお住まいの方、または土地を所有されている方、またはその50メートルの範囲内、事業区域の縁辺部から50メートルの範囲内の自治会という方々が関係自治会、関係住民ということで、まず対象としております。

また、ご質問にありました、面積区分によりまして、対象住民にこういった形で理解いただくような形かということなのですが、全くそれはございませんで、本当に最小なものは数平米であったとしても、逆に言いますと、数十ヘクタール、大規模なメガソーラーであったとしても、同じルールでございまして、この条例に基づく許可を得ていただくという事業に関しましては、保全地区に該当する再生可能エネルギーの発電設備ということですので、その事業につきましては、全て周辺住民への説明とか、その後の意見書に対する対応ということになります。

一方で、若干そのニュアンスとして違いますのは、全ての方の同意を得ることということにはしてございません。これはちょっと法令上も、なかなかそこまでの規定は決めにくいというところがございまして、といいますのは、具体的に申しますと、例えば一つの例で申し上げますが、相続がな

されていない土地であったり、建物であったり、または多数の方が権原を取得していると。そういった方々全てに、全国津々浦々に散ってしまったような方々に全て同意を求めるというのは少々現実的でないというところがございますので、必ず説明会などを開催すること、そして意見書などがちゃんとフォーマットされておりまして、こういう意見書で、こういう形で出すということまで細かく規定をしておりますので、そういった部分について、どういう意見が出て、どういう回答をして、最終的に合意に達したかどうかと。そういうチェックの仕方です。事務のほうは進めているところが現状でございます。

○副委員長（森戸雅孝君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 50メートルという言葉が出たのですが、その50メートルの中に自治会があった場合は、やはりこれは自治会としての会議なのですか。それとも50メートルの住民の説明会なのか。書類上、自治会長印が必要なのか、その辺の確認をさせていただきます。

○副委員長（森戸雅孝君） 高野都市計画課長。

○都市計画課長（高野義宏君） 説明がちょっと不足しておりました。50メートルの範囲内に、もし自治会といますか、何かしらの自治会に属していると思います。複数の自治会の場合もあると思います。その50メートルの範囲内の自治会に関しましては、その自治会長さんを中心といたしまして、その説明会の手法、文書での情報の提供などなどにつきまして、その自治会との協議の中で、どういった説明、どういった意見の集約をするかということにつきましては、その状況によってお任せしておりますので、こちらで一方的に全ての、例えば自治会員さんが100名いらっしゃるとか、200名いらっしゃる、全ての方にご説明をするということではなく、それぞれの状況に応じまして、いわゆる役員さんであったり、会長さんであったりしたところの状況によって必要な措置をしていただくということで、通常進めております。

○副委員長（森戸雅孝君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 今の回答の中で、少し確認をしたいのですが、今、意見の集約ということで、会議を持ちますと、いろいろな意見が出ますよね。50人なら50人のいろいろな意見が出て、それに回答して、みんなが納得するのか。その50人の意見の中で、その筆頭というか、自治会長さんが定義というか、何かをつくって、そのものを提出して、それに回答いただいて、そしてうちのほうの田舎ですと、やはり民主主義の形で持っていくという形が多いのです。その辺はどうなのか。民主主義でいったとき、私はああいう意見を言ったけれども、回答はなかったといったときには、いささかの何らかの疑問が残るのかなというふうに思いますので、その辺が分かりましたら、お答え願います。

○副委員長（森戸雅孝君） 高野都市計画課長。

○都市計画課長（高野義宏君） まさに実例で申し上げますと、先ほどちょっと事例で申し上げましたが、この条例の改正のきっかけにもなりました昨年の西方の真名子地区などは、そういったこと

を何度もやって、1年ぐらい、住民の方々へご理解いただくための手続も取ったところございます。場合によっては、その条例で規定しているということで、私などもその場に立ち会って、様々な意見などをいただき、そして事業者の見解などを求めるということを何度もやりました。

今、委員さんが言われたように、自治会としての意見をまとめていただき、正式な文書としての、きちんとした要望、または質疑に対しまして回答を出し、そして最終的には、具体的には、その真名子の例でいいますと、覚書、協定まで、地元の自治会と結び、そして許可までいったと、許可に至ったということもございますので、もちろん規模によっても、その辺のやり方はありますけれども、そういった形を取ってやった事例ということもございます。

○副委員長（森戸雅孝君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 私、この再生エネルギーに反対ではございません。推進するほうなのですが、やはり一番トラブルというのが嫌なのかなと。そして、今回森林法ということで、あくまでも森林法というのは、平山なのか、それとも本当の山の森林というと、多分山の森林だと思うのです。

そうすると、山の開発というと、実を言いますと、先ほど福富委員が言ったように山の開発をすると、水の流れというのが非常に危険なものですから、その辺は、私は行政が、この再生エネルギーで一番やはり問題なのは、最初の設置の許可で、管理というのは、その中の企業の努力ですよ、草ぼうぼう等。そして、本当に住民が最終的に心配するのが、その事業が止まったときに、それを山に捨てられるのではないかと。その辺が、やはり住民が一番心配しているところなのだと。そのときに行政が中に入れるのか。ただ、許可を出しました。あとは、全部行政は関係ありませんと。企業の責任ですということで行政が終わるのか。その辺は、やはり住民にきちんとした説明をするのかしないのか、その辺をちょっとお聞きします。

○副委員長（森戸雅孝君） 高野都市計画課長。

○都市計画課長（高野義宏君） 本当にご心配されていることの一番大事なところが、そちらでございまして、今回その部分をきちんと明確にするために、今まで造る途中までを、どちらかというターゲットとした、この条例の立てつけになっていました。それをやはり造るときもそうなのですが、造る途中で頓挫してしまう場合もそうでしたけれども、場合によっては発電が始まって20年、30年という長い間の、何かしらの思いもよらないことで事業がストップした場合に、どうする、こうするということも、維持管理面などにつきまして、今回明文化したのが1つ。

もう一つは、通常一般的にはFIT法で経産省で持っております、電力買取りということで単価を設定し、その金額で、この辺で言いますと、東京電力さんが主に買い取るというような形になっているわけですが、その部分で契約する際に、万が一の場合に備えまして、実は全ての事業から一定の保険を掛けるために資金をプールしているようなのです。ようすというか、やっております、実際に国のほうで。全て順調にいった事業につきましては、お預かりした、いわゆる保険と同じでございますので、全てのところから一定の割合で金銭を、具体的な事業者さんから一定の

金額を経産省のほうでプールしまして、万が一何かあったときに、その現状復旧とか、もしくは防災上の措置を取るための資金に充てるということで、法的なものも、制度もだんだん、だんだん整ってまいりました。

そういう部分に、そこまでにならないように、まずは市の条例で、前段で、その部分についての命令とか、そういったものを行えるように、維持管理が市も関わって安全面、そういった部分で災害など発生しないような形で、未然にそういったことができるように今回条例で、逆に言うと、その部分も明文化していったというところはございます。

○副委員長（森戸雅孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第118号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第118号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは、執行部の入替えをしますので、少々お待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第121号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第2、議案第121号 財産の取得について（平川土地区画整理事業用地）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） 改めまして、おはようございます。どうぞよろしく願いいたします。

ただいまご上程いただきました、議案第121号 財産の取得について説明を申し上げます。議案書は21ページ、議案説明書は41ページから42ページでございます。

初めに、議案説明書の41ページを御覧ください。財産の取得についての提案理由ですが、小山栃

木都市計画事業平川土地区画整理事業用地として栃木市大塚町及び都賀町地内の土地を取得することについて、議会の議決を求めるものでございます。

参考条文につきましては、説明を省略させていただきますが、取得する財産の扱いにつきましては、目的が同一で一体性がありますことから、一団の土地としまして、全体を1件としております。

今回取得する財産につきましては、不動産調書のとおり、企業立地の受け皿となります、事業区域内の土地134筆でございます。

42ページを御覧ください。参考といたしまして、取得する土地があります、平川土地区画整理事業の事業区域でございます。

次に、恐れ入りますが、議案書の21ページをお開きください。取得する財産の内容についてありますが、1の財産の表示につきましては、取得する財産の種別は土地、地目は田ほか7地目、面積は8万9,167.79平方メートル、所在は栃木市都賀町平川玄番内367番3ほか133筆でございます。

2の取得方法につきましては、随意契約による買入れでございます。

3の取得予定価格につきましては2億9,566万5,713円でございます。

4の取得相手につきましては、栃木市都賀町地内に居住する地権者のほか40名の地権者でございます。

なお、事業用地の取得状況につきましては、平川土地区画整理事業の地区面積約22.7ヘクタールから住宅、墓地、公共用地等を除く約16.7ヘクタールに対しまして約54%であります。残る土地の地権者につきましては、売却ではなく換地を希望されておりますが、引き続き交渉をしてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副委員長（森戸雅孝君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

福富委員。

○委員（福富善明君） 議員研究会をやらせてもらったかと思うのですが、そのときに出ている質疑等の回答が出るようなところがありましたら、お教え願いたいのですが。

○副委員長（森戸雅孝君） 大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） お答え申し上げます。

議員研究会以降、多少買収の交渉を進めまして、予定よりは少し多く取得できているかなというふうには思っております。ただ、平川地区につきましては、既に主要地方道宇都宮亀和田栃木線の整備に伴いまして、建物を移転された地権者など居住者が多くいらっしゃいますことや、やはり先祖代々からの受け継いだ土地につきましては、手放したくないという申出の地権者が多数おりますことから、こういった現状となっている状況です。

○副委員長（森戸雅孝君） 福富委員。

○委員（福富善明君） 今のところ、54%の取得ということでありませけれども、今度主要地方道宇都宮亀和田栃木線の開通により、栃木土木事務所さんとどのような打合せをされたか、ちょっと確認をさせていただきたいのですけれども。

○副委員長（森戸雅孝君） 大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） この事業に合わせまして、県のほうでも道路のほうの整備をしていただく予定であります。実際に地区内に県道部分も用地として含まれていますので、雨水の排水を調整池に受け入れるために負担金として県のほうから収入を得るような形で今協定を結ぶ準備を進めております。

○副委員長（森戸雅孝君） 福富委員。

○委員（福富善明君） 水の件については、市民も大分敏感になっていることありますので、ちょっとお聞きしたいのですけれども、この水の流れ口というのは、どちらの川に放流される予定なのですか。

○副委員長（森戸雅孝君） 大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） 実際この地区の東側にミツカン栃木工場がございまして、この間に赤湊川という普通河川があります。そこに放流する予定で計画しております。

○副委員長（森戸雅孝君） 福富委員。

○委員（福富善明君） 赤湊川は、最終の水の流れるところというのは巴波川に流れるのだから、思川に流れるのだから、どこの川に流れるのでしょうか。

○副委員長（森戸雅孝君） 大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） 最終的には思川のほうに流入してまいります。

○副委員長（森戸雅孝君） 福富委員。

○委員（福富善明君） 工場関係も調整池等があるかなと思うのですけれども、やはりしっかりした藤岡地区だと永野川、巴波川、思川も遊水地に流れ込んでいる部分ですから、やはりこの前の豪雨でもそうなのですけれども、思川が大分水かさが70から80ぐらいまで、あふれ出ているような状況がありましたので、そこらのところの調整池の計画も水の一時仮置きではないのですけれども、そこら辺のところのお考えについては、どのように考えておりますか。

○副委員長（森戸雅孝君） 大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） 区画整理の開発指針に基づきまして、雨水容量のほうも計算して計画を立てております。

それで、実際に放流に当たりましては、河川管理者であります、栃木県のほうにも協議を調べておりますので、そういった形で事業を進めたいというふうに考えております。

○副委員長（森戸雅孝君） 福富委員。

○委員（福富善明君） しっかりと打合せしながら、水の管理については、しっかりお願いします。
要望とさせていただきます。

○副委員長（森戸雅孝君） ほかにありません。

茂呂委員。

○委員（茂呂健市君） 取得単価ですか、畑だのいろいろ交ざっていますけれども、これはどういう
計算をしたのか、教えていただきたい。

○副委員長（森戸雅孝君） 大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） 買収単価につきましては、不動産鑑定評価を基に算出しております。

宅地につきましては、県道及び市道の幹線道路沿いにつきましては、1平米当たり1万9,800円、
それ以外の宅地につきましては1万3,900円です。

また、農地につきましては、先ほどと同じように県道及び幹線市道沿いは1平方メートル当たり
3,610円です。それ以外につきましては3,050円であります。

なお、雑種地につきましては、農地の単価に造成費を加算いたしまして6,050円としております。

○副委員長（森戸雅孝君） 茂呂委員。

○委員（茂呂健市君） 山林は、どのぐらいでしょうか。

○副委員長（森戸雅孝君） 大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） 山林につきましては、土地の利用が宅地と同じような形状をして
いましたので、ここで言う1万3,900円、現況地目で買収のほうはさせていただいております。

○副委員長（森戸雅孝君） ほかにありますか。

福富委員。

○委員（福富善明君） 工場用地の規制というか、規約があるかなと思うのですけれども、高さの制
限とか、あと騒音の制限とか、そういったものの制限をちょっと確認したいのですけれども、その
規約についてお教え願いたいのですけれども。

○副委員長（森戸雅孝君） 大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） 区画整理事業におきましては、特段制限を設定しておりません。

地区計画も平川地区につきましては、工業専用地域になっていますので、設定はしておりません。
ただ、環境条例等、そういったものの規制に従って対応していく予定であります。

○副委員長（森戸雅孝君） ほかにありませんか。

大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 先ほど代替地という、宅地の場合は代替地、これは当たり前だと思うので
す。これは正直言って、2回目移動する人もいらっしゃるし、その辺は少し大変かなと思うのです
が、農地の代替地というものは、これで結構な面積があるのですか。

○副委員長（森戸雅孝君） 大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） 基本的に農地につきましては、全部買収で考えております。建物の居住者につきましては、やはり生活の継続をしていただけるように移転のほうを考えております。

○副委員長（森戸雅孝君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 今の説明で納得しましたけれども、農地の代替地というのは、多分言葉だけであって、いざ実行すると、意外と代替地を求めない人が多いのかなという感じがしたものですから、この代替地というのは、要するに住宅の代替地ということで確認をいたしました。それでいいということですね。

○副委員長（森戸雅孝君） 大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） 説明が足りなくてすみません。そのとおりでございます。

○副委員長（森戸雅孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第121号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第121号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、議事の終了した執行部の皆さんはご退席ください。ご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

◎議案第109号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○副委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第3、議案第109号 令和3年度栃木市一般会計補正予算（第6号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

増山道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（増山輝之君） それでは、よろしくお願いたします。

ただいまご上程いただきました議案第109号 令和3年度栃木市一般会計補正予算（第6号）のうち所管関係部分についてご説明いたします。

まず、歳出から説明いたしますので、66、67ページをお開きください。8款2項2目道路維持費について、補正額は1,700万円の増額でありまして、右の説明欄を御覧ください。市道各号線道路維持補修事業費につきましても、直近の点検において東武日光線と交差します市道21070号線下皆川アンダーの非常用発電装置等に不具合が見つかり、早急に修繕する必要があるため、工事請負費を増額するものであります。

続きまして、3目道路新設改良費について、補正額は1,200万円の増額でありまして、右の説明欄を御覧ください。市道2065号線道路改良事業費（栃木平井町）につきましても、永野川に架かる大柳橋西から斎場入り口の区間の拡幅整備であり、今年度を実施する工事延長の増工等に伴い、電柱等を移設する必要があるため、物件移転等補償金を増額するものであります。

次の市道11156号線交通安全施設整備事業費（栃木入舟町）につきましても、巴波川に架かる開運橋から西へ県庁堀の区間における栃木中央小学校の通学路整備であり、令和4年度に歩道整備工事を実施し、事業完了を図るため、用地交渉を進めてまいりました地権者への代替地の確保、また公共事業における物件移転等の代替地として活用するため、土地購入費を増額するものであります。

次の1066号線道路改良事業費（藤岡富吉1区）につきましても、蛭沼川連線から富吉地区集落の区間について、幹線市道を新設整備するものであり、国の防災・安全交付金で実施している他の事業との調整により、工事促進を図るため、市道拡幅工事費を増額するものであります。

次の市道23051・1037号線道路改良事業費（大平下皆川）につきましても、県道栃木藤岡線からJR両毛線西側市道の区間の道路整備であり、未相続の事業用地及び境界未定地の関係者との協議、調整に時間を要しており、本年度の工事実施が困難になったことから、市道拡幅工事を減額するものであります。

次の今泉泉川線道路整備事業費（栃木今泉町1・2丁目・日ノ出町）につきましても、県道栃木二宮線バイパスから現在解体中の旧栃木公民館南側の区間について、幹線市道を新設整備するもので、国の防災・安全交付金の交付決定額及び他の事業との調整により、工事請負費及び物件移転等補償金を減額するのであります。

続きまして、4目橋りょう維持費について、補正額はゼロ円ではありますが、右の説明欄を御覧ください。橋梁長寿命化修善事業費につきましても、永野川に架かる市道2053号線宮の橋修善工事の施工に際し、修繕方法等を精査した結果、差金が生じたため、工事請負費を減額するものであります。橋梁長寿命化点検事業費につきましても、来年度予定している2か所の跨線橋、これらの点検を前倒して実施し、事業の早期完了を図るため、委託料を増額するものであります。

次のページをお開きください。4項4目公園費について、補正額は148万円の増額でありまして、右の説明欄を御覧ください。都市公園等管理費につきましても、大町児童遊園及び西野田新屋敷西

第2公園で隣接する民地や道路に越境し、支障となる樹木、また太平山遊覧道路で倒木による交通障害の危険性がある樹木について剪定や伐採等を行うため、委託料を増額するのであります。

続きまして、歳入の所管部分についてご説明いたしますので、32、33ページをお開きください。15款2項5目1節道路橋りょう費補助金の防災・安全交付金、社会資本整備総合交付金、また次のページをお開きいただき、地域連携道路事業費補助金及び道路メンテナンス事業費補助金につきましては、同交付金、補助金等の交付決定額に合わせまして減額をするものでございます。

続きまして、繰越明許費についてご説明をいたします。恐れ入りますが、6ページをお開きください。8款2項市道2065号線道路改良事業（栃木平井町）の繰越明許額3,200万円につきましては、拡幅工事に伴う電柱移設について、電気通信事業者等における移設交渉や移設工事に時間を要し、道路改良工事の年度内の完了が見込めないことから、工事請負費及び物件移転等補償金を繰り越すものであります。

次の市道1066号線道路改良事業（藤岡富吉1区）の繰越明許額5,851万円につきましては、農繁期後の工事着手等の条件による標準工期の不足、また12月増額補正対応分の工事を増工することにより、年度内の工事完了が見込めないこと、また用地取得に際しまして、相続関係者との交渉に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないことなどから工事請負費及び用地購入費を繰り越すものでございます。

次の市道各号線道路維持補修事業費の繰越明許額1,700万円につきましては、非常用発電装置の製作に日数を要し、年度内の完了が見込めないことから、工事請負費を繰り越すものでございます。

次の橋梁長寿命化点検事業の繰越明許額3,600万円につきましては、鉄道跨線橋の点検に当たり、関係機関との協議、調整に日数を要し、年度内の完了が見込めないことから、委託料を繰り越すものでございます。

以上で所管関係部門の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副委員長（森戸雅孝君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

福富委員。

○委員（福富善明君） 67ページの大平町下皆川アンダー非常用電源取替え工事なのですが、

点検をして補修したというような話なのですけれども、その点検というのは、どのぐらいの周期で点検をされるのでしょうか。

○副委員長（森戸雅孝君） 深津道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（深津 悟君） 点検につきましては、業務委託のほうでやっております、2か月に1回、年6回でございます。

○副委員長（森戸雅孝君） 福富委員。

○委員（福富善明君） この電源装置というのは、永久に機械が使えなくなるということはないと思うのですけれども、電源の関係については、どのぐらいの周期で取り替えるのでしょうか。

○副委員長（森戸雅孝君） 深津道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（深津 悟君） 非常用電源につきましては、年数は決まっていないと思うのですけれども、前回設置されたものについては、平成22年に設置されたものでありまして、これが点検の結果、不具合が見つかったということで、今回修繕させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○副委員長（森戸雅孝君） 福富委員。

○委員（福富善明君） 前回アンダーで、鹿沼市の女性の方が水没して亡くなった事例もありますので、いつ水害に襲われるか、車に閉じ込められるか分からないので、引き続き点検のほうをよろしくお願いいたします。要望させていただきます。

次、その下の市道1066号線の道路改良なのですけれども、このF6号線につきましては、最近までは、予算取りをすると、今の時期になると三角になっていたのだよね。三角ということは、ほかのところに戻されて、工事が進まなかったということで、私も心がちょっとゆがんだのですけれども、執行部に対しては、今回こういう予算取りしていただいて、大変ありがとうございます。お礼の次なのですけれども、この市道の拡幅については、どのような工事をやられているのか、お聞きいたします。

○副委員長（森戸雅孝君） 増山道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（増山輝之君） お答え申し上げます。

この1066号線でございますが、説明をさせていただきましたが、国の防災・安全交付金、国の予算をもって他の事業と併せて実施しているところでございますが、この藤岡富吉1区の、この本事業につきましては、現在も工事を385メートルの延長で実施しているところでございまして、さらに今回の補正で増額させていただいて、110メートルの延長、延ばしていきたいということで、幅員10メートルの110メートルの延長で道路改良工事を行っていく考えでございます。

○副委員長（森戸雅孝君） 福富委員。

○委員（福富善明君） ゴールは、私は近いかなと思うので、用地買収等があるかなと思うのですけれども、引き続き工事のほうにご尽力をよろしく申し上げます。お礼と要望です。

○副委員長（森戸雅孝君） 要望ですね。

ほかにありませんか。

大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 福富委員の一番最初の質問の中の関連なのですが、大平町の下皆川アンダーの工事で、不具合が見つかったという言葉なのですが、この不具合というのは、10の能力が6なのか、ゼロだったのか、その辺をちょっと確認いたします。

○副委員長（森戸雅孝君） 深津道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（深津 悟君） 点検したときに非常用がつくかどうかということで点検させていただきましたが、それが全然つかないということで、ゼロでございます。

○副委員長（森戸雅孝君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 今のゼロということは、もしかそこに水がたまったときには、機械は動かなかったということですか。

○副委員長（森戸雅孝君） 深津道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（深津 悟君） 不具合が見つかったとき、これは動かないということが分かったので、それについては、動かないということになっております。

○副委員長（森戸雅孝君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 今の回答をいただきますと、非常に危険だなと。そのときに水が出ていたら、どうなのだろうという。栃木市には結構アンダーがありますよね。そういうものが動かなかったということで済むのか、その辺はちょっと逆なことを言うと、私はもう少し真剣に取り組んでいかないと、事故が起きたときには大変ではないかなと。ですから、私が最初に言ったように能力的に落ちていますよというのと、動かないというのは全然別問題だと思うのです。その辺をちょっと答えられたらお願いします。

○副委員長（森戸雅孝君） 深津道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（深津 悟君） 非常用ですので、普通は電気を供給するということがあるので、雨がアンダーにたまれば、普通には動きます。ただ、停電とか起きたときに電源が供給されない場合は非常用電源を使ってポンプを回すということになっておりますので、そこについては、停電が起きない限りポンプは稼働するものということになっております。

○副委員長（森戸雅孝君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） よく分かりましたけれども、やはり水が出たときには、私は停電は付き物だと思うのです、それは。私から見れば80%、90%は、災害があったときには停電になるという。そうすると、やはりその非常電源というのは、本当に大切なものだと思うのですよ。その辺は本当に真摯に考えていかないと、逆なことを言うと、何が言いたいかということ、では二月に1回でいいのか、それとも非常があったら知らせる装置が必要なのか。その辺は、きちっと今後対応していけ

ればという、意見があったらお願いいたします。

○副委員長（森戸雅孝君） 深津道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（深津 悟君） 不具合が見つかったということで、その後は停電とか起きていないわけなのですけれども、うちのほうとしては非常用電源が使えないという状況を把握しておりますので、そのときに雷とか、突風とか、そういうことで、そのときに雨が降って、災害時に備えられないということであれば、うちのほうで、それは現場を把握しておりますので、職員のほうで対応するというようにしております。

○副委員長（森戸雅孝君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 要望させていただきます。やはり栃木市にはアンダーが多いのですね、高速道路とか、いろいろありますので、私はその辺は真剣に。私も実を言うと1回経験しているのです。吹上小学校のところですか、あのアンダーのところ、私の目の前に行った車が中へ入ってしまったというのを経験していますので、その辺は、実を言いますと、アンダーというと恐怖というのがあるものですから、その辺は今後十二分に検討しながら、人の命は金で買えないものですから、その辺はきちっと私は真摯に、きちっと変えるなり、いろいろな考え方を、少し真剣に考えてもらいたいという要望です。

以上です。

○副委員長（森戸雅孝君） ほかにありませんか。

小堀委員。

○委員（小堀良江君） 67ページの橋梁長寿命化修善事業費ということで、宮の橋の施工に関して差金が生じたためというようなご説明だったのですが、どうして差金が生じたのか、その辺の詳しい内容を教えていただければと思います。

○副委員長（森戸雅孝君） 深津道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（深津 悟君） 設計に当たりまして、再度金額がどうかということで、ちょっと精査をいたしまして、施工上、下から足場をかけて、今回橋りょうの支承というところと、橋の塗り替え、塗装をやる予定でありましたが、その足場が下からでなくて、つり足場でも施行できるのではないかとということで、そこを精査したところ、ちょっと若干安くなったということで、そのようなことで発注したことで、差金が生じたということでございます。

○副委員長（森戸雅孝君） ほかにありませんか。

大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 67ページの今泉泉川線、なぜこうなったのか、少し説明をお願いいたします。

○副委員長（森戸雅孝君） 増山道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（増山輝之君） 今泉泉川線の減額につきましては、今年度県道栃木二宮線のバ

イパス、それから南北に通っております、今泉町から城内のヤオハンに向かう都市計画道路、この区間について、まず県道と併せまして道路改良を、年度内の供用に向けて整備を進めていく、そういう中で予算を確保させていただいたところでございます。

この工区は、また国の防災・安全交付金でも、また特殊な別のメニューで事業化をさせていただいている区間でございまして、それらの事業費の特性もございまして、他の事業に柔軟に対応する部分が、若干ちょっと制限がございますので、同じ藤岡町や、先ほどご説明がありました、F6号線という藤岡町の事業、そういったものと併せて実施していく、そういった防災・安全交付金の特性もございまして、今回の区間を実施した上で不要が生じたものを他の事業で利用するという、そういうことでございまして、まず実施した中で、残金が生じたという、そういうことでございます。

以上です。

○副委員長（森戸雅孝君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 残金が生じたということは、逆のことを言えば、工事の進みが、実を言うと、順調ではなかったとか、地権者の承諾を得られなかったからという、減額ではないということですね。

○副委員長（森戸雅孝君） 増山道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（増山輝之君） 今回の残については、そうでございます。

○副委員長（森戸雅孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第109号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第109号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、議事の終了した執行部の皆さんはご退席ください。ご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

◎議案第114号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第4、議案第114号 令和3年度栃木市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

堀江上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（堀江克実君） よろしくお願ひいたします。ただいまご上程いただきました議案第114号 令和3年度栃木市下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

初めに、補正予算書の173ページを御覧ください。今回の補正予算につきましては、第1条の総則は、令和3年度栃木市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものです。

第2条の資本的収入及び支出の補正につきましては、下の表を御覧ください。資本的収入ですが、第1款第2項補助金を650万円増額補正いたしまして、7億9,151万4,000円とするものです。

次のページの資本的支出ですが、第1款第1項建設改良費を1,300万円増額補正いたしまして、15億3,461万1,000円とするものです。これにつきましては、公共下水道雨水渠整備事業、調整池基盤整備事業におきまして、地質調査をした結果、遮水壁について、当初見込みより深く設置することが必要となったため、工事費を増額するものです。

なお、第2条の説明文は、資本的収入及び支出の変更による補填内容の変更を示したものであります。

補正予算に関する説明書178ページから181ページの令和3年度栃木市下水道事業会計補正予算実施計画及び栃木市下水道事業予定キャッシュフロー計算書及び栃木市下水道事業予定貸借対照表につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○副委員長（森戸雅孝君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、収入支出を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから収入支出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願ひます。

質疑はありませんか。

福富委員。

○委員（福富善明君） 総括的なことをお聞きします。

下水道事業にしても、水道事業にしても、今後やはり厳しい経営状況になるかなと思うのですけ

れども、そこら辺のところの今後の方向性について、分かる範囲で説明をお願いいたします。

○副委員長（森戸雅孝君） 堀江上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（堀江克実君） 水道のほうは水道ビジョンで、下水道のほうは下水道経営戦略を策定させていただいたところですが、それによりますと、今後人口減少や節水機器の普及などによりまして、徐々に経営的には厳しくなることが目に見えております。

今、料金の算定委員会を設立しまして、料金見直しをすることで進めてまいっております、先日第1回の委員会を開催したところでございます。ということで、今後経営的に厳しくならないように、ちょっと検討させていただいているところでございます。よろしく申し上げます。

○副委員長（森戸雅孝君） 補正関係ですので、質疑については、それに関連した質疑をお願いいたします。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第114号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第114号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○副委員長（森戸雅孝君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、副委員長にご一任願います。

これもちまして建設常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午前11時12分）